平成２８年（フ）第１００号
石川県能美市緑が丘11丁目47番地　Ｚｏｏ202号
債務者　坂本　伸光
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２８年（フ）第４３号
福井県大飯郡おおい町本郷150―１　㈱大林組おおい宿舎Ｂ―206号、住民票上の住所兵庫県神戸市北区藤原台南町４丁目１番１―101号
債務者　田村　泰宏
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２８年（フ）第２２号
徳島県阿南市那賀川町苅屋370番地19　エスパシオ那賀川Ａ棟103号室、旧住所徳島県小松島市大林町字金岡38―５
債務者　林　　有起
1　決定年月日時　平成29年１月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２８年（フ）第１０６号
岩手県滝沢市葉の木沢山501番地15　アベール・サトウ101号、旧住所岩手県北上市川岸４丁目２番20号　シティハイムサクセスＢ―102号
債務者　雲足　絵里（旧姓澤口）
1　決定年月日時　平成29年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月29日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２８年（フ）第６２号
青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字上富田53番地２
債務者　工藤　　将
1　決定年月日時　平成29年１月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月30日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２８年（フ）第６８号
青森県五所川原市字栄町17番地１　シティーハイムみなみ203
債務者　工藤　昭彦
1　決定年月日時　平成29年１月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月30日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２８年（フ）第６９号
青森県北津軽郡板柳町大字太田字富岡４番地
債務者　阿部　陽子
1　決定年月日時　平成29年１月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月30日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２８年（フ）第２１５号
神奈川県横須賀市津久井２丁目７番５号サンハイツエムＣ―103
債務者　蜂谷　　豊
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月30日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第２１６号
神奈川県横須賀市根岸町５丁目30番１号
債務者　古澤　和也
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月30日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第６９８号
静岡市駿河区さつき町３番10―Ａ205号
債務者　大川　幸弘
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２２４６号
札幌市東区北19条東10丁目１番７―103号
債務者　川田さをり
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８号
札幌市東区北26条東17丁目１番11号
債務者　金子不二寛
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９号
札幌市東区北26条東17丁目１番11号
債務者　金子　民子
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２号
山形県東田川郡庄内町茗荷瀬字岡田18番地
債務者　高山　豊彦
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２８年（フ）第１６４７号
埼玉県川口市大字道合1328番地の２　道合神戸住宅Ｅ―1013号
債務者　平中　武志
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第７３４号
埼玉県草加市旭町４丁目４番32号　ビーチハイム102号
債務者　遠藤　　實
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係